

繁華街の接客を伴う飲食店等への出入り自粛要請及び遊技施設の使用停止要請に伴う 事業者向け相談窓口(コールセンター)の設置

4月14日、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部では、東京都や大阪府などの緊急事態宣言区域の感染の拡大、特に隣接する福岡県における感染者の急増等を踏まえ、県民の皆さまに、4月15日から繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りを自粛していただくよう要請しました。

また、4月22日には、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等の遊技施設に対し、4月24日から施設の使用停止を要請しました。

これらの要請により影響を受ける事業者の方々に対する支援策などの情報を提供するため、県では新たに事業者向けの相談窓口を開設しています。

名称：大分県自粛及び施設の使用停止要請に伴う事業者向け相談窓口（コールセンター）
設置日：令和2年4月14日（火）
開設時間：8時30分～17時15分（平日のみ）
電話番号：0120-936-692

大分県では、すでにこの他にも以下のような相談窓口を設けていますので、目的に応じてご利用ください。

受診や予防に関する相談	最寄りの保健所	大分市：大分市保健所 097-536-2222 別府市他：東部保健所 0977-67-2511 など
受診以外の新型コロナウイルスに関する相談	新型コロナウイルス相談窓口	097-506-2775
中小企業・小規模事業者の経営・金融全般に関する相談	大分県中小企業・小規模事業者経営・金融相談窓口 (経営創造・金融課内)	経営に関すること 097-506-3223 金融に関すること 097-506-3226 平日9時～17時
労働相談全般 (雇用調整助成金の紹介を含む)	大分県労政・相談情報センター (雇用労働政策課内)	スマホ・携帯から 097-532-3040 固定電話から 0120-601-540 平日8時30分～17時15分